電気通信大学総合コミュニケーション科学推進室規程

制定 平成24年4月1日規程第61号 最終改正 令和4年4月28日規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条の2第2項の規定に基づき、電気通信大学総合コミュニケーション科学推進室(以下「推進室」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進室は、電気通信大学(以下「本学」という。)が総合コミュニケーション科学の世界的拠点となるための戦略を企画・立案し、これを実現するための本学の活動を 推進することを目的とする。

(業務)

- 第3条 推進室は、総合コミュニケーション科学に関する次の各号に掲げる業務を行う。
 - (1) 世界的拠点となるための戦略の企画・立案に関すること。
 - (2) 拠点形成のための外部資金獲得等の企画に関すること。
 - (3) 研究会、講演会及び談話会等の開催に関すること。
 - (4) その他前条の目的を達成するために必要なこと。

(組織)

- 第4条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 室長
 - (2) 副室長
 - (3) 室員

(室長)

- 第5条 室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 2 室長は、推進室の業務を掌理する。

(副室長)

- 第6条 副室長は、本学の理事又は職員のうちから学長が指名する。
- 2 副室長は、室長を補佐する。

(室員)

第7条 室員は、本学の職員のうちから学長が指名する。

(任期)

第8条 室長、副室長及び室員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、推進室に関し必要な事項は、別に定める。

附則

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

2 電気通信大学総合コミュニケーション科学フォーラム規程及び総合コミュケーション 科学推進支援室設置要項は、廃止する。

附 則 (平成26年1月21日規程第34号)

- 1 この規程は、平成26年2月1日から施行する。
- 2 この規程の施行の日から平成26年3月31日までの間に、最初に任命される室長の 任期は、第7条の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

附 則 (令和4年4月28日規程第6号) この規程は、令和4年5月1日から施行する。